

令和5年度第2回伊勢原市国民健康保険運営協議会

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和5年11月22日(金) 午後7時～午後8時40分

[開催場所] 伊勢原市役所2階 2C会議室

[出席者]

(委員) 御領会長、大川副会長、堀澤委員、野地委員、高橋委員、二宮委員
横山委員、宇賀神委員

(事務局) 高橋健康づくり担当部長、鎮目保健福祉部参事兼保険年金課長、
森国保係長、萩原主査、坂本主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《議事の経過》

—開会—

【事務局】 それでは、令和5年度第2回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会します。

本日は、定数9名に対しまして出席者8名で、過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会は成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日、傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。

【会 長】 皆様、こんばんは。先月に引き続きまして、今日で第2回ということでお忙しい中、お集まりいただき、本当にありがとうございます。前回から引き続きまして、国民健康保険税の税率等の見直しについて、今後、審議してまいりたいと思います。どうぞ活発な御意見をいただきまして、この会の意見をきちんとまとめていきたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

では、次第の3の議題に入りたいと思います。議長につきましては、通例により会長がなることになっておりますので、会長、お願いいたします。

【会 長】 それでは、これより議題3つを審議してまいりたいと思います。

まず、最初の「伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについての協議」ということで、資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料1の説明になります。

今回、協議会において、国民健康保険税の税率の見直し等について諮問を行う予定でございましたが、保険税率の見直しに当たりまして、国保財政の仕組みが複雑であることと、慎重に協議をする必要があるとの意見もあったことから、今回は国民健康保険事業の財政の安定化に向けた対応について、改めて御説明しまして、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

第1回においては、「国民健康保険税改定の方向性」について説明いたしましたが、

その後、県から、令和6年度に市町村が負担する事業費納付金のまだ仮の段階であります。提示がありました。それによりまして、令和6年度の見通しが出ましたため、改めて令和3年度以降の財政状況を振り返りながら、令和6年度の見通しに基づき、国保財政の安定化に向けた対応について検討したいと考えております。

それでは、資料1に沿って、財政状況の推移と令和6年度の見通しについて御説明いたします。

前回、第1回協議会にて説明しました「国民健康保険税改定の方向性」の内容を基に、令和6年度の見通し及び県からの仮係数に基づく事業費納付金の提示を受けまして、改めて整理したものといたします。

資料1の1ページ目、項番1の「令和3年度から令和5年度までの財政状況の推移と令和6年度の見通し」を説明いたします。

こちらのページにおきましては、各年度の歳入及び歳出の内訳とその収支についてまとめております。

まず、歳入につきましては、主なものとして、保険税による収入、国・県からの支出金。あと、繰入金ということで、一般会計からの繰入金ですね。こちらの繰入金には、その他繰入金や、財政調整基金からの繰入金も含まれております。あと、繰越金ということで、これは前年度からの繰越金（決算剰余金）というものになります。あと、その他ということで、それぞれで構成しております。

続きまして、歳出につきましては、主なものとして、総務費、保険給付費、県に納付する事業費納付金、保健事業費、その他。その他には、保険税の還付金や、財政調整基金への積立金も含まれております。それで構成されております。

最後、一番下の表になりますが、収支差引ということで、歳入と歳出との差となりますので、こちらの収支差引がプラスになっておりますと、その年度は剰余金が生じるということになります。

令和4年度までにおいては、財政調整基金や一般会計からのその他繰入金を活用して事業運営をした結果、収支差引についてはプラスとなっておりますが、令和5年度につきましては、約3,900万円のマイナスとなる見込みとなっております。

ただ、令和5年度のマイナスとなる金額については、令和4年度の繰越金のうち、財政調整基金への積立金を当初予定額から減額することによって補填するというふうを考えておきまして、このことにより、最終的には、令和5年度決算においては収支差引はゼロになるという見込みです。

続きまして、令和6年度の見通しとなります。具体的な数値で御説明いたします。

まず、歳入につきましては、令和5年度と6年度を比較しまして、増減が大きい項目、主にマイナスとなっている項目に着目して御説明いたします。

1点目、保険税（現年分）です。こちらは、数字としましては1億5,223万1,000円の減の見込みとなっております。こちらについては、被保険者数の減少というものが主に影響していると考えております。

次に、繰入金です。こちらは2億4,000万円の減となっております。これについては、主に財政調整基金の活用額が減少したことによるものとなっております。ちなみに、こちらも一般会計からのその他繰入金もこちらの繰入金に含まれておりますが、令和6年度につきましては令和5年度と同額の3億4,200万円を見込んでおります。

次に、繰越金ですが、令和6年度においては、当初見込額ということで3,000万円を見込んでおる数字となっております。

令和6年度の歳入総額としましては、9億2,730万円の見込みとなり、前年度と比べましてマイナス4億9,535万3,000円と見込んでおります。

続いて、歳出となります。同様に、増減が大きい項目に着目します。

保険給付費につきましては、2,537万2,000円増の見込みです。保険給付費

のうち、出産育児一時金、葬祭費を除く部分については、保険給付費等交付金という形で全額県から交付されますので、歳入の国・県支出金と連動しておりますので、歳出が増えたとしても、歳入と連動して、歳入も増となります。

次に、事業費納付金となります。こちらは、11月17日に県より仮係数に基づく各市町村の事業費納付金の提示がありました。令和5年度と比較しますと、マイナス1億4,793万4,000円となっております。令和3年度から令和5年度までは増加傾向でございましたので、そこから転じまして、減少となりました。この減少につきましては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少、令和6年度からの納付金算定の際に、医療費水準の納付金への反映度合が引き下げられたことが、主な減少の要因となっております。

次に、その他の項目ですが、こちらが1億676万円のマイナスとなっております。これは財政調整基金への積立金が減少している、積立てするものがないということで、こちらが減少ということになっております。

令和6年度の歳出総額としましては、9億5,710万円の見込みとなっております。こちらも前年度比でマイナス2億3,659万5,000円となっております。

歳入、歳出とも、令和5年度と比べますとマイナスで推移しておりますが、収支差引で見た場合、歳出超過ということになっていまして、令和6年度については、2億9,800万円の不足が生じるといったような見込みとなっております。

続きまして、2ページ目になります。こちらは、先ほど御説明しました令和6年度見込額の算出方法、前提とした条件ということになっております。

改めて見ていきますと、主な歳入である保険税については、被保険者数であったり、課税所得者数の減少により減少を見込んでおりますので、9.4%の減収を見込んでおります。こちらの保険税につきましては、あくまで現行税率を基に試算したものになっております。次に、繰入金です。繰入金のうち、その他繰入金につきましては、令和5年度と同額である4億3,200万円を見込んでいるというものになっております。これについては、今後、財政当局との協議が必要になってくるものではございません。

続きまして、主な歳出、事業費納付金になります。こちらは、先ほども御説明しましたとおり、11月17日に県より提示がありました仮係数ということで、まだ確定ではないのですが、仮の段階での国保事業費納付金を基に見込額を算出しているものとなっております。

続きまして、項番2、「財政状況の推移（詳細）」ということになります。

まず、(1)被保険者数の推移。こちらは年間平均ベースでの被保険者数の数字の推移を見ていきます。令和5年度、令和6年度の見通しを中心に説明します。表の構成としましては、被保険者数（全体）と、そのうちの65歳以上の被保険者に加えまして、世帯数といった構成になっておりまして、令和2年度以降の年間平均の推移となっております。被保険者（全体）で見ますと、令和2年度以降、毎年400人以上減少しておりまして、特に令和5年度以降、減少の幅が大きくなっており、令和5年度については前年度に比べて983人の減少となっております。特に、65歳以上の被保険者で見ますと、令和4年度以降は団塊の世代が後期高齢者医療制度のほうに移行し始めておりまして、毎年500人以上の減少ということで見込んでおります。これにつきましては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に加えまして、令和4年度に実施されました社会保険の適用拡大も大きく影響しておりまして、令和6年度におきましてもさらに社会保険の適用拡大が予定されていることから、今後も被保険者数及び世帯数の減少傾向は続くものと考えております。

続きまして、3ページ目に移ります。(2)国民健康保険税収入の推移ということで、国保財政に大きく影響する項目となっております。保険税につきましては、賦課をする際の要素としまして、所得に応じて賦課する所得割、被保険者全員に定額で賦

課する均等割、一世帯に対して定額で賦課する平等割、この3つを合算して保険税としておりますけれども、その中で、所得割につきましては、1人当たりの所得額が若干増加しているという傾向があるものの、被保険者数が大きく減少していることから、令和5年度以降につきましては、前年度から平均しますと約9%の減少率となっております。特に令和5年度から6年度におきましては9.4%程度減少していくと見込んでおります。これは先ほどもありました被保険者数の減少といったところが大きな要因と考えております。

続きまして、(3)事業費納付金の推移になります。まず、事業費納付金であります。こちらは県内の市町村が県に支払うものとなっております。県が支出する療養給付費等交付金、後期高齢者支援金、介護納付金の財源となるもので、県が保険給付費等に要する費用を賄うために、市町村から徴収する負担金のことです。こちらは、県が各市町村の被保険者数、所得の情報、医療費情報等を基に県全体の金額を決定して、市町村ごとに案分した金額が神奈川県から提示されます。事業費納付金は、医療分につきましては、医療費が減少すれば比例して減少する、後期高齢者支援金分と介護納付金分も本市の被保険者数が減少すれば比例して減少するという考え方がありますが、県におきましては、国からの交付金の精算、国単価の上昇の要因もあって、結果的には、令和4年度、5年度と増加傾向にありました。一方、令和6年度に関しましては、まだ確定ではないんですけれども、保険給付費の減少予測や医療費水準の納付金への反映度合いが引き下げられたといったことにより、令和5年度までの増加傾向より転じて、令和4年度と同額程度の金額という形で、今、見込んでおる状況でございます。

今御説明しました国民健康保険税収入の推移と事業費納付金の推移につきまして、資料1別紙をご覧ください。もう少し詳細に説明します。

最初に、改めて、被保険者数の内訳を御説明いたします。被保険者数の内訳のうち、今回、介護納付金分というところで、介護保険の第2号被保険者、年齢でいうと40歳から64歳までの年齢構成の方です。こちら、介護納付金分の算定であったり、そういったものに影響があるところでありますので、被保険者数の内訳として、こちらにちょっと切り出しております。その中で、先ほど被保険者数は減少傾向にあるというところで御説明しましたが、そのうち、第2号被保険者、40歳から64歳までの被保険者の年齢層につきましても、全体の被保険者数の減少に比例して同様に減少しているということが見て取れます。ただし、全体の被保険者数に占める介護保険の第2号被保険者の割合で見ますと、令和3年度以降、約0.5ポイントずつ増加しているような傾向がございます。これにつきましては、被保険者数が全体の総数として減少しているということもございますので、実際に第2号被保険者数としては減少傾向にはありますが、全体の構成で見ますと、少しずつ構成割合としては上がってきている、そういったような傾向が見て取れるといったものになっております。

続きまして、その下の②の保険税収入額の内訳と、③の国保事業費納付金のほうを見ていきます。こちらは、それぞれ表中は網かけにはなっていますが、合計に対しまして、その内訳として、それぞれ医療費給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分と分かれております。これは同様に、国保事業費納付金分についても、医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分とそれぞれ内訳に分かれています。それぞれの全体に占める構成割合につきましては、保険税収入と国保事業費納付金とで対応する関係にございますので、その構成比の整合性といったものであったりとか、今後の予測、増えるのか、減るのかといった観点で確認していきたいと思っております。

数字上で見ていきますと、令和6年度の推計額では、医療給付費分と後期高齢者支援金分について、それぞれ保険税収入と国保事業費納付金分の点で確認しますと、約1.5%程度の差が生じているという状況になっておりますので、ここは少し税収分と事業費分でも構成比は差が出ているといった箇所になっております。

続いて、③の国保事業費納付金分及び集めるべき保険税額の内訳ということで、表でいいますと上から3行目で、集めるべき保険税額といったものを示しております。こちらにつきましては、主な事業費歳出である事業費納付金分から、国・県の負担金及び一般会計からの法定繰入金等を差し引いた金額で、本来、保険税収入で賄うべき金額といったものになります。令和6年度の推計のところで見ますと、集めるべき保険税額について、1人当たりの金額を出したものが約13万円となっております、もともと、この金額については収納率も加味されておりますので、実際に保険税、賦課額としては約14万円ほどです。こちらは本来1人当たりに賦課するべき金額というものになります。

また、表の中では、集めるべき保険税額から実際の保険税収入額を差し引いたものとして、各内訳に保険税収入額との差という金額も示しております。こちらは、実際、集めるべき保険税額と税収入額の差ということで、各内訳において、それぞれマイナスの表示になっていますが、こちらについては本来税収で補うべき部分が不足しているといった考えになります。これらを、各内訳の、本来集めるべき保険税額と保険税収入額の差を合計したものが約7億8,800万円となっております、こちらが令和6年度の不足額ということになっており、この不足額である7億8,800万円につきまして、どの財源から確保するのかといったことが検討すべき国保財政上の課題ということになります。

仮に、保険税率等の改正を検討する場合においては、これまで説明したような保険税収入や事業費納付金の医療分、後期分、介護分といった内訳や、その構成割合、増加や減少といったような今後の見通しを踏まえまして、適正な税率等を設定することが必要になると考えております。

では、資料1に戻ります。今まで見てきましたように、保険税収は減少する傾向にありまして、事業費納付金は、6年度の見込みとしては前年度に比べて減少するというものの、もともと増加傾向にあり、歳出超過という状況にありました。本市におきましては、財政調整基金とか一般会計からの繰入金を活用して事業運営を行ってきたという経緯がございます。

資料1に戻りまして、4ページ目です。(4)基金の推移ということになります。こちらは基金の推移の表になりますが、3行目の各年度末の保有残額に着目して説明いたします。令和3年度につきましては、年度末の残額としまして約6億7,400万円ございましたが、毎年取り崩す額も多くなっておりまして、令和5年度末(今年度末)になりますが、保有残額につきましては約2億2,400万円となる見込みとなっております。令和6年度におきましても、歳出超過の見込みから、本来であれば例年並みの金額を取り崩す必要があると考えていますが、実際には、令和5年度における収支状況により、基金積立金額、保有残高とも減額となりまして、活用できる基金といったものは約1億1,800万円となる見込みです。

なお、令和6年度末の保有残額につきましては1億500万円となる見込みとしておりますが、これにつきましては、神奈川県から、市町村における財政調整基金の保有額について、年度間の保険税水準の大きな変動を防ぐために、あるいは保険税収入額のリスクに備えるため、保険税調定額の5%以上を保有するといった方針が示されておりました、本市の場合、5%以上の保有額といったものが1億500万円ということになりますので、活用できる金額はこの1億500万円を除いた残りの額といったものになります。

続きまして、(5)基金等の活用について御説明いたします。先ほど収支不均衡による事業費の不足額について、財政調整基金と一般会計からの繰入金を活用して補ってきたと御説明しましたが、その内容になります。まず、(a)集めるべき保険税額につきましては、先ほどの詳細の別紙のほうでも出てきましたが、事業費歳出から国・県支出金、一般会計からの法定繰入金を差し引いた金額ということになっております。

続きまして、(b) 現年課税額見込税額は、国保税の収入見込額になります。(a) から (b) を差し引いた金額が、事業費の不足額ということになります。令和6年度につきましては、先ほど別紙で見てきました7億8,800万円と、この金額が不足額ということになります。この不足額につきまして、(c) 法定外繰入金と (d) 基金の活用額、それぞれ約2分の1ずつ投入して財源不足を補ってきているという経緯があります。

令和6年度につきましては、令和6年度の保険税収入見込額及び事業費納付金(仮)が提示されたことによりまして、先ほどから申し上げていますが、別紙にもありましたように、7億8,800万円の不足額が生じる見込みとなっております。先ほど御説明しました活用できる基金と、一般会計からの繰入金を令和5年度と同額と見込みましても、財源不足は最終的に2億9,800万円となると推計をしております。

次に、5ページ目になります。項番3、「国保財政の安定化に向けた対応等」について説明いたします。

これまで説明したとおり、財政調整基金が底をつく見込みでございまして、事業費の不足額を補填する方策の検討が必要となってきております。保険税率の改正を含めまして、現国保財政の安定化に向けた対応について検討しなければならないと考えております。

そして、国保財政において収支均衡を図りながら安定的に運営していくためには、次の2項目を検討していく必要があると考えております。

1つ目としては、財源不足の解消ということになります。令和6年度において見込まれる財源不足を解消する方法として、次の対応が考えられます。1点目としまして、現行税率を改定、引き上げることになります。2点目としまして、一般会計からの繰入額を増額する。3点目として、1点目、2点目を併せた形で実施するというものです。歳出のうち、大きく影響する事業費納付金については県が算定するものということで、また、県の財政状況にも左右される性質もあることから、増減の予測が難しく、そういった事業費納付金を減らすということはなかなか難しいものと考えております。このようなことから、歳入を増やす手だてを検討する必要がありまして、基本的には現行税率を改定、引き上げということを主軸として検討したいと考えております。

2つ目としまして、応能・応益割合の変更としております。本市国保税における応能・応益割合のうち、応能割合(賦課額のうち、所得に応じた所得割額)につきましては、ここ数年、所得割の減少に伴いまして減少しているという一方で、応益割合(賦課額のうち、被保険者1人当たりの均等割額並びに1世帯当たりの平等割)は相対的に上昇してございまして、前回の税率改正に設定した割合、低所得者に配慮した割合である54対46といった割合が維持できなくなっているという現状があります。推移を表としてまとめてありますように、当初、31年度以降、54対46から、徐々にその割合は50対50に近づくような傾向にございます。令和6年度につきましても、見込みとしては50対50ということになってございまして、表中にあります所得割の課税対象者数の人数も減少してございます。

このことについては、被保険者数が減少することによって保険税収の減少につながっているということに加えまして、所得割課税対象者の割合も減ってきているということも一つの要因となっていると考えております。このため、現行税率を改定する際には、低所得者の負担軽減といった観点からも、賦課総額における応能割合(所得割)と応益割合(均等割、平等割)の変更についても検討したいと考えております。

参考までに、前回、平成30年度の改正においても、応能・応益割合は54対46が望ましいといった御意見もありまして、このような形で設定してございます。

ここで訂正がございまして、表中の米印に、前回(平成30年度)の引上げ改正と書いてありますが、こちらは引上げではなくて、実質的には引下げとなっておりますし

たので、引上げではなくて引下げ改正ということで訂正をお願いいたします。

以上、説明しました財政状況を踏まえまして、安定的な財政運営を図るための対応について検討していきたいと考えております。

説明としては以上になりますが、これまでの説明はなかなか数字の多い御説明になってしまったかと思えます。よく分からなかった点であったりとか、見ていて疑問に思われる点ということが多数あるかと思えます。そのような点がございましたら、いま一度資料に戻りまして御説明等をしたいと思えます。

では、一旦、資料1についての説明は以上になります。

【会 長】 ありがとうございます。冒頭、御説明に、慎重な議論をしていきたいというお言葉がありましたけれども、本日のゴールとしては、まだ県からのお金の額が確定していないということもあるので、現状の状況把握をして、今後の方向性について、委員の中である程度共通認識を持つと。こういう形でよろしいですか。

【事務局】 はい。当初の予定ですと、私どもの事務局としては、財源をどうやって確保したらいいかというところで、もう諮問という形でお出ししようと思っておりましたが、国保の収入がどうやって入ってきて、歳出はどうやって出ていって、その仕組みが大分複雑なものですから、まずはその理解をしていただいてから正式に御意見を伺いたいという形を1回挟んでからというふうにしたいと思っております。

ですから、今御説明しましたが、マイナスですよというのはもう明らかなんですね。ただ、歳入はどういうふうに変わってきているとか、あと、歳出の部分は何かコントロールできるところがあるのかとか、そういったところも基本情報として皆さんに、やはりこういう仕組みで国保財政はなっているんだなという、そこをまず御理解いただくのが今日の一番の目的といいますか。それで、ざっと一方的にお話をしましたけれども、何かこの仕組みがよく分からないなとか、そういうところがございましたら、まずは皆さんで理解を深めたいという、そういう形で進めていけたらなと思っております。

【会 長】 分かりました。そうすると、今日は何か結論を出さなくてもよろしい。

【事務局】 そうですね。

【会 長】 またさらに年明け、県の内示が確定したあたりの後にもう一度会議をやるという、そういう予定でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。6年度の予算の見積りを、今、予算を要求する段階なんですけど、県に幾ら払うのかという、その数字が固まらない中で要求のほうを今上げている状況なので。ですから、変動要因というのは年明けにならないと確定しない部分があるんですけども、仮の数字で、まず1回、県から提示がございましたので、それを踏まえて、1度、仮の状態ですけども、数字を固めてみましたという状態なんです。例年でいきますと、仮係数という状態から本係数になるときにちょっと下がるような傾向はあるので、これ以上、上がることはないと思っておりますけれども、あと、税金なんかもほぼ残りの月数の分を回収するという、その状況ですので、ある程度見えてきた状態での、今こんな状況ですというところです。

【会 長】 分かりました。

それでは、今御説明があった中で、資料からかなり厳しい数字が出てきているかと思えますので、こういう数字になる背景とか、それから、数字そのもののいろんな解釈の仕方とか、どんなことでも結構ですので、御質問とか御意見を出していただければありがたいと思えます。いかがでしょうか。どうぞ。

【委 員】 今、説明があったんですが、要は2億9,800万、令和6年度は、想定ですが、これだけ不足するよと。この財源をどうしようかということで、1つは、現行税率を改定する。それも、改定も、むしろ所得割を高めにして改定する。それから、一般会計繰入額を増額するという。ちょうどこれは3月議会にかかるんですね。

【事務局】 はい、そうです。

【委員】 今のお話ですと、現実的に間に合うんですか。正直、予算査定が始まって出すわけですし、例えば国保税を上げるとすれば、当然、想定ですけど、ちょっと議会が紛糾すると思いますし、逆に、上がらなければ、一般会計繰入額を増額するならば早めに予算を出していかないと、それより先に市はできないわけですので、今の説明で現実的に、1月で一応結論を出すという見込みでしようが、間に合うのかなと。ちょっとそれを確認したいなと思うんですけど。

【事務局】 逆に、ちょっと間に合わせないといけないというところがあるんですけども、例年といいますか、5年前に、平成30年度に変えたときと、今、同じ流れでやっておりまして、市長査定とかは、通常の予算の査定は1月になるんですけども、あとは一般会計からの繰入金をどれぐらい出していただけそうなのかとかはこれから理事者も含めまして調整はするんですけども。ですから、2月の時点である程度数値がどれぐらい上げるかとかが固まれば3月の議会に上程できますので、それで3月の議会で議決をとという流れで間に合うと一応考えております。

【委員】 はい。

それと、もう1点だけ。すみません。令和6年度は2億9,800万で、当然まだ団塊の世代が後期高齢者に移行してきますから、対象人数は減ってきますよね。6年度の見込みでなく、当然、ここで上げるとすれば、やはり3年、5年というスパンで見なきゃいけないと思いますので、その辺の6年度以降の見込みというのは既にありますか。大体これぐらいの不足で、このくらい上げれば四、五年先まで大丈夫だという見込みは立っていられるのかなと。まだまだ団塊の世代で国保の対象人数が減っていくわけですから、その辺はどうなんですか。

【事務局】 細かい、どれぐらいの剰余金を出して進めていくかということも、今回、2億9,800万という不足額ということなんですが、剰余金が出るような、1億とか出るような形で設定をしていかないと、確かにこれは単年度だけというわけにはいきませんので、そこは踏まえて御提示。次回以降ちょっと具体的な、この数字でいくと1億ぐらい剰余金が出て、それをまた翌年に回せてというような、そのサイクルみたいところはお示しできればと、構想は一応あります。

【事務局】 実際、2億9,800万の不足とは言っていますけれども、これを解消するだけではあくまで令和6年度の収支が0になるというだけなので、当然、何年度おきに改定というのは今後考えていく必要はあると思うんですけども、6年度の翌年度、次の年度も含めた形で、じゃ、幾ら引き上げたらいいのかといった部分を考えている最中ではございます。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 すみません、ちょっと確認が何点かあるんですけども、1つが、伊勢原市以外についても後期高齢者が増えていくという状況は変わっていないと思うんですけども、他市町村の状況等、何か情報があれば。ほかと比較して伊勢原市がこうだよという情報があれば伺いたいというのと、先ほど2億6,000万というお話、差分であると思うんですけども、それを仮に、じゃ、税率のほうで全て負担するとなったときに、実際にどの程度の上昇かというふうにシミュレーションされているのかという点について、2点お聞きしたいんです。よろしくお願いします。

【会長】 ありがとうございます。

【事務局】 他市の状況というのは、税率改定をする、しないということによろしいですか。

【委員】 そうですね。それと、今の税率がどの程度の水準、ほぼほぼ周りと同じで、今回上げたとしてもこういう形になるのか。その辺の情報です。

【事務局】 まず、他市の状況なんですけれども、前回、19市中何位みたいなどころを出したと思うんですが、令和4年度の数字ですと、19市中14番目だったん

ですね。で、幾ら払っているかという、1人当たり保険税額でいくと、伊勢原市が9万8,528円です。10万円をちょっと欠けるぐらいで、一番高いところの川崎市とかですと、13万9,000円と。ですから、もうそれだけで年間4万円ぐらい差が出ているようなところになっています。

実は、平成30年度に財政の運営は神奈川県になりました。ただ、保険税の収入とかは、県のほうに納めているんですけども、各市でやっぱり違うんですね。これを神奈川県が一つの地域だというふうに標準化をしていく動きが裏ではありまして、そうすると、どこの市でも同じ税率になるわけです。後期高齢者医療と同じような形になるわけですね。ただ、そこまで持っていくのに、伊勢原市の場合ですと、不足分、もうずっと4億、5億と不足していたものは、一般会計からの繰入金と、あと、基金ですね。それを取り崩したりして、充てて、何とかしていたと。それをどこの市もやっぱり繰入金とか基金というのは活用しながらやっている状況もあるんですね。そうすると、2年に一遍やりますということで改正、場合によっては毎年上げているみたいな、そういうところがございます。

正確な情報じゃないんですけども、近隣市でも秦野市さんとか座間市さんとかは、今年、ちょっと上げなきゃなということで、動いているという話は聞いておりますので。うちの場合は基金が少しあったというのもあって、5年間やっていなかったんですけども、基金がある中で、本当だったら、基金はあるけれども、やっぱり崩しながら回しているということは足りていないということなので、定期的に上げるという方策をちょっと取っておいたほうがよかったのかなとか、そういうところもあります。ただ、基金も、平成30年のときに8億とか、たしかそれぐらい、結構な金額があったものですから、やっぱり保険料を上げるのを抑制するためという形で動いてきたという経過がございます。それで、さすがにもうそういうふうにやっていけないという状況なので、今、ちょっと検討しなきゃなというお話になっているところなんですね。ですから、他市のほうについても定期的に上げていくという方針のほうはあると思います。

あと、今回、試算で約3億弱ぐらい不足しそうですよというところで、じゃ、これを全部保険税で賄ったらどうなるのかなみたいところで、本当のざっくりとした、単純な逆算みたいな形になりますけれども、それを御説明します。

【事務局】 先ほどもありました不足が2億9,800万円生じるという、そこを回避すると。その前提として、5年度と同額のその他繰入金3億4,200万円を繰り入れることができる。なおかつ、基金からも1億1,800万円活用できると。そういったことを前提として、不足を解消する。なおかつ、そうすると、収支プラスゼロになって、令和7年度もまた同じような状況に陥ってしまいますので、ある一定の剰余金を残すと。その剰余金の目安としては、先ほどもありました調定額の5%、翌年度の基金として約1億2,000万円程度残額として残るぐらいの税収というふうに考えた際に、では、どれぐらい上げたらそういった税収が確保できるのかと。あくまで逆算的な試算をした場合に、現行の税額で1人当たりの1年間の保険税額に対して約29%程度の引上げ額。これをもってしないと、そういった収支状況には持ち込めないというふうな試算をしております。

【会 長】 丸々、税率を上げることで対応したならばということですか。

【事務局】 そうですね。単純に言うと、10万円だったら13万円だという、そういうような。

【会 長】 今まで上げないで頑張ってきた分、ここでかなり厳しくなったという、そういう理解ですか。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 応能も応益もあまり考えずに、一律で。

【事務局】 考えないで。平均でということですよ。

【委員】 平均でということね。当然、ある程度つけないと、所得が少ない家庭は大変なことになっちゃいますよね。

【事務局】 そうです。単純に賦課総額を人数で割ったものですので、当然、応能・応益とかの割合を考えて。

【会長】 やはり29%という数字は、皆さん、少しびっくりする数字なのかなというふうに思いますけれども、こういう現状を踏まえて、では、どうするかという方向性を考えたいということですかね。

ほかにはいかがでしょうか。御確認いただきたいところ、どんなことでも結構ですが、どうぞ。

【委員】 5ページの前回の答申内容について、資産割額というのが前回のときからこの5年間はなくなっているわけですよ。ある程度資産のある人から徴収を少なくするという、この辺の答申の背景とか、その当時いらっしゃった方がいらっしゃいのかも分かりませんが、どのような内容でこの答申がされたのか。

結局、税率がどんどん上がっていくと、均等割なんかは多分低所得者にとっては結構不利な状況になると思うんですけど、今後もこのままで行くのか。保有資産のある方の徴収も考える必要があるのかなというようなイメージもちょっとあるんですが。

【事務局】 資産割につきましては、実は、平成30年度のときに県内で資産割をかけていたところは、市だと伊勢原だけだったと思います。それで、資産割は、固定資産税を払いながら、また国保でも払うと二重じゃないかみたいな、そういう意見がありました。それで、資産割って、もうかけていないところがほとんどだったんです。法律上は、資産割って残っていますので、できないわけではないんですが、そういった御意見もあって、資産割はやっぱりなくしたほうがいいということと、あと、先ほど神奈川県保険料率の統一という話を少ししたと思うんですけども、神奈川県で運営方針というものを策定するんですね。要は、神奈川県はこういう方針で行きましょうと。標準税率というものも、今、公表のほうはしているんですけども、その際の賦課方式については所得割と均等割と平等割の3つの賦課方式で行きましょうという、そういう考えがございますので、ちょっと資産割はもう課さないような形で進めていくことにはなります。

当時、先ほど引下げだったというお話なんですけれども、資産割だけで、たしか5,000万ぐらい賦課をしていたところをなくすので、当然5,000万円分増額しないと追いつかないという考えはあったと思うんですが、ただ、いろいろと、応能割、応益割も含めまして、やりくりを考えて設定した結果、同額ぐらいで何とか納められたということで現在に至るということでございます。

【委員】 流れとしてはそういう流れということですね。

【事務局】 そうですね。

【委員】 はい、分かりました。

【会長】 ほかにはいかがでしょうか。まだもうちょっと時間は大丈夫かと思うんですけども。

方向性としては、今後どのようにっていくかというときに、現行税率の改定と一般会計からの繰入額、それから、応能・応益の変更と、これらのことを想定しながら考えていかなきゃいけないということなので、この辺をどう考えられるかということにつなげていくことが必要だということですよ。

【事務局】 そうですね。税率の話は何%上げるとか定額の部分もありますので、そこの部分もどれぐらい上げるのかとかそういうイメージでよろしいかと思うんですけども、あとは、一般会計からの繰入金については、もともと、国民健康保険の事業の特別会計という独立した会計の中で本当はやりくりをしなきゃいけない中で、やはり国民皆保険制度という点で、どこにも入る保険がない方が最後に入る保険という、そういった性質が国民健康保険にはあるんですね。ですから、ゆくゆくは、そう

いう人たちのために、制度として、均等に医療を受けるために保っておかなければいけないというところもあって、一般会計からもある程度補填のほうをしてもらっていると。ただ、原則からいくと、そういうところにあまり頼ることはよろしくないという考えがあって、国も、その分、補助金を出すからとか、そういう話があるんですが、そんなに潤うほど補助金があるわけでもないです。結果的にやっぱりどこも苦しいような状況と、あと、所得のある人については、今、社会保険のほうの適用拡大なんかもあって、100万ぐらいの収入の人って、扶養の範囲とかそういうところ、社会保険にも入れなくてとか、そういう人たちが社会保険に入るようにどんどんなっている。そうすると、所得のある人って、どんどん抜けていっちゃうんですね。そうすると、本当に所得の少ない、もともと低所得の方って多いんですけども、そういう方たちが多くなってきてしまうと財政のほうも厳しくなると。

そういうふうな状況もあります。特別会計というところからいくと、一般会計からの繰入金をもっと出してよというのはなかなかオーケーが出ないということがあります。

それと、逆に、減らしてくださいという指導もやはり国と県からあります。

【会 長】 繰入金をですか。

【事務局】 そうですね。法律で決まった繰入金もちろんあるんです。あるんですけども、法律で決まっていなくて、その他の繰入金って、先ほどお話ししているのはその部分なんですけれども、そのところはなかなか増やす方向には持っていけないと思っています。

【委 員】 そうすると、この繰入金の合わせた10億7,900万、これはこれ以上の増額はなかなか見込めないという方向性でいいわけですね。

【事務局】 ただ、やはりちょっと交渉できなくはないと。

【委 員】 この状況で、やっぱり3割アップとか。

【事務局】 そうなんです。そこなんです。

【委 員】 それでなかなか市民も納得しないでしょうし。繰入金をもうちょっと上げていただくことによって、負担が少なくなりますよね。

【事務局】 所得についても、景気みたいなどの数値を見ると、やっぱり給料ってちょっとずつ上がる傾向があって。ですから、所得のある方が上がると、当然、比例して税収も上がるんですけども、ただ、一方で、先ほど言ったように、そういう方が社会保険に移行してしまうと、何か上がってそうなんだけれども、全体的に国保の財政上だと減っているような。トータルでも減っちゃうんですけど。ちょっとなかなか測りにくいところがあるんですよ。

【会 長】 そうすると、応能割、所得割よりも、均等割、平等割の比率を高めていったほうが。

【事務局】 ただ、それはバランスとして、本当に所得のない人、定額の部分しかかからない部分がありまして、そこを上げちゃうというのはやはり負担が大きくなってしまいうんですね。そういう定額しかない方々にとってみると。そこもそんなに大きくは上げられない。考え方としては、一律もう定額で取れるところを上げちゃえば全員から上げてもらえるという考えはもちろんあるのかもしれないんですが、本当に所得のない人にしてみると、そこが上がっちゃうと負担がやっぱり増えてしまいうんですね。そこはやっぱり配慮するために、本来は所得に応じて賦課する分50%、あとは定額の分50%というのが基本はあるんでしょうけれども、所得のある方からちょっと負担してもらいましょうという、そういう考えのほうで今まではバランスを組んでいるんです。

【会 長】 令和6年度は50対50まで持っていくというような想定ですか。

【事務局】 今、やっぱり所得のある方がちょっと減ってきているというのがあって、それが50対50に近づいてきてしまっているという、逆なんです。平成30

年度のときはそういう低所得者の配慮をして54対46というバランスでしていたんですけど、それがだんだん、構成として、所得のある方の負担が少し減ってきている。

【会 長】 自然な流れとして、令和6年度は50対50になってしまうということですか。

【事務局】 このままいくと、そうなってしまいます。

【会 長】 分かりました。では、割合についてももうちょっと戻すのかとか、そういう検討も行うということですね。

【事務局】 今、もう本当の平均でのお話しかしていないので、実際は4人家族で所得が300万ぐらいある人と、年金収入だけで、所得にするともう0円になってしまう方とか、その家族構成、世帯構成によって、保険税額って大分違いますので、そういう方が、じゃ、所得割が1%上がったらどれぐらい負担になりますとか、そういう個別の例示をしながら、どれぐらいでやったほうがいいのかなど。というのは、所得割だけ上げると、今言った所得のない方って何も変わらないわけですね。そういったところもありますので、今回はそういった個別の金額とかはちょっとお示しはしていないですけれども、そういうのも今度お出ししながら進めていけたらと思っています。

まずは、この仕組みですね。事業費納付金が一番分からないところで、要は神奈川県の方が各市からいろんな情報を吸い上げて、伊勢原市は何人いて、所得がどれぐらいの人がいて、医療費がどれぐらいかかっていると。それはまだ神奈川県が一つの地域と見ていないので、伊勢原市の医療費はこれぐらいかかるから、伊勢原市は、これぐらい医療分として払ってくださいねみたいな、そういう吸い上げをして、それで全部、神奈川県として総医療費はどれぐらいかかるんだというところから逆算して、じゃ、伊勢原市はこれぐらい払ってくださいねとなるんです。そうすると、伊勢原市で他市の状況が全部つかめないものですから、なかなかどれぐらいの納付金が来そうだという算定が難しいんですね。

ただ、傾向としては、先ほどお話ししたように、医療費が下がれば、当然、払うものも下がってくるというのが理屈ですから、いろいろと保健事業で、病気になる前の予防事業というのを進めて、病気にならないように。そうしたら、医療費も抑えられると。そこをやっぱりずっと続けているんですけども、なかなかこれをやったからすごく減ったというのは測りづらいところはあるんです。国でも、この後、説明しますが、特定健診とかそういうことを受けている人と受けていない人、それを追っかけていくと、やっぱり受けてちゃんとやっていた人のほうが医療費が減っていますという報告もあつたりしますので、伊勢原市がどれぐらいかと言われると、個別に1人ずつ追いかけないとちょっと出せないですから、なかなか難しい部分はあるんですけども。

【委 員】 基本的に伊勢原在住の方の医療費でしょう。

【事務局】 そうです。

【委 員】 ですから、伊勢原市民の人が健康になれば。

【事務局】 そうです。

【委 員】 それで、今、県の計算方式でいくと、この事業費納付金は下がってくるということですね。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 目に見えないんですけど、そういうことでいいわけですね。

【事務局】 はい。今のところの考え方はそうですね。

【会 長】 ありがとうございます。そろそろ次に行きたいんですけども、御発言がまだない方、御質問があるかもしれませんが、次の説明をしていただいて、すみませんが、最後をお願いしたいと思います。

では、次に、令和5年度国保保健事業の主な取組の御説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、資料2の御説明をさせていただきます。7ページです。

今ちょっとお話ししたんですけれども、医療費削減、医療費適正化ということで、保健事業を実施していますが、令和5年度の国保の保健事業の主な取組ということで御説明をさせていただきます。

まず、項番1の「特定健康診査・特定保健指導」の過去3年間の実施状況の推移になります。

特定健診の受診率は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で少し下がりましたが、令和4年度は回復をして、表の特定健診の受診率、伊勢原市は39.3%と回復しております。本市の特定健康診査の受診率につきましては、県の平均を上回っております。県内19市の中でも2位とか3位とかそういったところで推移をしている状況でございます。特に、令和4年度は39.3%ということで、過去の実績値の中でも一番高い数字、最高値となっております。

一方、特定保健指導の実施率のほうは、あまり高い、いい状況とは言えないところで、令和2年度、3年度は県の平均をちょっと下回ったような状況でございました。ただ、令和4年度のほうは12.7%となりまして、県平均を上回っております。

この特定健診の受診率と保健指導の実施率につきましては、保険者努力支援制度交付金といいまして、こういう医療費の適正化に向けた取組を行いますと、その評価に応じて国から交付されてくる交付金の評価の対象となっておりますので、これが下がってしまうと交付金のほうが少し減ってしまうと。そういった状況もございますので、各市町村国保の保険者は、こういう未受診者、未利用者を拾い上げるための様々な取組を行っております。本市におきましても、(2)、(3)で記載しております未受診者、未利用者に対する取組を行っております。

(2)の特定健診未受診者対策のうち、6番目の丸印です。下から2番目のところですが、県主催の「みらい未病コホート事業」との共催による健診事業、それから、7番目の丸印の集団健診事業ですね。これは令和4年度から新たに実施をしております。先ほど令和4年度の特定健診の受診率が過去最高であったと報告をいたしました。この2つの新規事業の参加者を取り込めたことが受診率が上がった要因と考えております。今年度につきましても、同様に実施の予定でございます。

(3)の特定保健指導未利用者対策のうち、4番目の丸印、人間ドック受検時の特定保健指導の同時実施につきましては、これは今年度から新たに実施をしているものでございます。

次に、項番2の「特定健診・特定保健指導以外の保健事業」でございますが、(2)の中にあるような糖尿病性腎症重症化予防事業です。こういった重症化の対策としての事業などを実施することで、先ほどお話しした交付金の加算対象となるということもございますので、記載のこういった保健事業を併せて実施しております。

今後は、他団体の取組なども参考にしながら、また、保健事業をサポートする民間事業者への委託なども検討し、医療費適正化の観点で引き続き保健事業に取り組んでいきたいと考えております。

今年度の保健事業の取組は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。そうしましたら、時間が大分迫ってきておりますので、最後、今御説明いただいたことと、それから、先ほどのことの中からも含めまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいんですが、いかがでしょうか。

【委員】 以前、働いていたときに、国保だったんですけれども、その職場で健康診断があって、受けられていて、でも、何か市のほうにはその連絡というか、行かないのか、健診がされていませんという通知が来てしまったんですけど、その辺の確

認みたいなことって、市ではされていないんですか。

【事務局】 はい。

【委員】 それは自分で申請しなければならないことなんですか。

【事務局】 市のほうで把握しているのは、市のほうから国保の40歳以上の方には漏れなく受診券を送っていますので、それを基に受けてくだされば、市でも、ああ、この方は受けたんだと把握ができるんですが、会社のほうで受けるときにその受診券を使うわけではないので、そうすると、市のほうからしてみると、受けていないという判断になって、受けていないようなんですがという、そういうお知らせが行ってしまうんです。市も、そういった方については、受けましたということで情報をもらえると、受診率のほうに入れることができるのですが。

【事務局】 一応、受診券を送らせていただいている、特定健診の受診券があるじゃないですか。あそこの表のほうに、事業所健診とって、事業所の健診を受けて、その健診が特定健診と同等の検査項目であれば教えてくださいというふうな一文は入れておりました。最近なんですけれども。

【委員】 そうなんですか。よかった。やっていなかったと思って。

【事務局】 そうなんです。3年ぐらい前から入れておりました、年に二、三人ぐらい、多くて5人というふうな形で、毎年、健診を受けたからいきいき健診としては受けないよというふうな回答を持ってこられる方はそういうふうにおっしゃっています。

【委員】 それもきつともうちょっとアピールしたらもっと受診率が上がりますよね。

【事務局】 こちらのほうもその結果があればこういうふうな受診率のほうにも反映させることもできますし、あと、健診の内容でやっぱり数値が悪かったりすると、その後の保健指導のほうにもつなげられますので、そこら辺にも力を入れていきたいなというのは考えています。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 どうぞ。

【委員】 10月ぐらいにいきいき健診の受診の勧奨はがきが来たんですけど、あれは受診券をもう紛失してしまっている場合は市役所にもう1回電話とかしてお願ひしないと駄目なんですよ。

【事務局】 やはり再発行の手続が必要になるんですけれども、その場合は、電話か、窓口のほうに来ていただくようになります。

【委員】 もし何でしたら、何時でも申し込めるようにインターネットとか、今、QRコードで、ぱっと読んだら自分で好きなときに連絡できるじゃないですか。だから、はがきとかにそういうのをやってもらうと、気軽に、ぱっと、また再発行してもらえるかなと思います。

【事務局】 確かに今もうそういうパソコンとかSNSとかそういったもので本当に24時間申込みができるようにだんだんできてきてまして、再発行についても、再発行してという連絡だけですので、パソコンからとかスマホからとかできるような申込み方法ですよ。そういうのはちょっと検討させていただきたいと思います。

【会長】 お二方、何かありましたら。どうぞ。

【委員】 一応ちょっと確認したいんですけど、先ほど特定健診が交付金の評価の対象になるということをお聞きして、人間ドックをやっている方もいますよね。人間ドックはこの対象になるんですか。そういうような形で評価になりますか。

【事務局】 対象になってくるものところないものというのがありますと、一応、特定健診の法定報告値を基にいきますと、全ての人間ドックを受けられた方というのは対象になってくるんですけれども、もう1つ、特定健診を受けると国のほうから補助金、交付金が出るというものが別にあるんですけれども、そちらのほうの対象として

は、人間ドックを特定健診とみなして行う場合は対象になります。ただ、人間ドックを、こちらのほうで考えているというよりも、その実施しているものというのが、委託している健診機関さんのほうと、特定健診として人間ドックをやってくださいねと言っているものに対しては補助金が出るんですけども、もう一方で、人間ドックを勝手に、自分の好きな、いつも行っている健診の、本市と契約していない健診機関で受けた場合ですと、特定健診として実施、市のほうから言っているものではないものに対しては補助金が出ないというふうなものもあります。

【委員】 そうすると、それは市から出る補助金はないんですか。

【事務局】 補助金の対象にはなるんですけど。

【委員】 いや、というか、市から出るお金、2万円でしたっけ。

【事務局】 2万円です。

【委員】 これは出ないんですか。

【事務局】 出ます。

【委員】 出るけれども、対象にはならないと。

【事務局】 そうですね。もらえる対象にはならないんですけども、市は、そちらのデータのほうを提出していただくと、次のステップ、保健指導とか、数値の悪い方に対しての指導ができるので、そちらのほうと、あと、法定報告値のほうのパーセンテージのほうには反映はされてくるので、継続して、市の指定外の健診機関で受けたとしても2万円の補助は行っていく予定です。

【委員】 やっぱり比較的若年の方というのは、特定健診よりドックを望む人がいますね。それで、そういう方というのはやっぱり会社の近くでやったりする人がたくさんいて、それを持ってきて説明をさせられることもよくあることなただけでも。してくれないということ。

それはそれとして、ただ、伊勢原は県の中では特定健診の受診率は高いには高いですよ。それを少しでも持ち上げるためには、やっぱりその辺も拾い上げないと。少しでも市にお金が入るようにしなければならぬとするならば、何か指定してもよさそうなのかなと思います。ちゃんと利用できる病院とかそこに。

【事務局】 最近ですと、厚木とか海老名のほうでも、結構健診センター自体は狭いんですけども、きれいな施設というのが、ドック専門の健診機関さんとかができていたりするので、そういうところの利用が増えてきているので、年間に直すと10件くらい、その健診機関で受けているところについては、本市のほうからも、委託健診機関として、本市の特定健診として実施していただくことはできないかというふうなところが。補助金をもらえる対象にこちらもしたいので、そういうふうな取組も行っていきます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 最後に、いかがでしょうか。何かありましたら。

【委員】 特にないけど、私も人間ドックを受けていますけれども、確認だけでもいいんですけども、(2)の中で健診データの取得促進について。農協で農協健診をやっているんですけど、このデータは人間ドックと同じように農協のほうと相談してから、健診データを使わせていただきますということの協定とかを結ぶことはできないんですか。チラシが配られているから。

【事務局】 チラシだけ置かせてもらって、農協健診があるじゃないですか。そのところの健診センターで受けた人の健康に関するチラシの1枠のところ、伊勢原市の健診として、データのほうを提供してくださいというふうなチラシを置いています。

【委員】 くださいじゃなくて、使いますということで農協からのプッシュはできないんですか。人間ドックの場合、国保事業だから自動的に使えますけれども、農協健診もずっと協定を結んでいるから、もう農協健診を受けた人も基本的に伊勢原市

の保健事業のほうに活用されていきますという話をちょっと農協とできると思うけど。そういうことを考えてもらおうといいと思う。

【事務局】 湘南農協さんにもなっているので、平塚市と足並みをそろえて、今、湘南地区でこういうふうな取組をしているので、もう一歩進めるのであれば、ちょっと近隣と足並みをそろえて行っていきたいと思います。

【会長】 農協で受けられたのは受診率には入る。

【事務局】 入らないです。ただ、伊勢原市の人間ドックを申し込まれていて、J Aの健康管理センターのほうで受けられている人というのは受診率のほうには反映されるんですけども、農協健診さんはまた別の健診として行っているもので、やはり農家さんが多いから国保に入っている方も多いと思いますので。

【会長】 もっとパーセントは上がるんですね。

【委員】 個人情報だから、どこまで本人が納得するかという問題はあるけれども、農協健診って、知らなかったんです。それで途中から知って、農協がこれだけ補助を出しているというのもしらなかつたんですけど、そういう事情で、農協を頼っている市民もいらっしゃると思いますので、一応農協との話の中で同意できればデータはあげることは可能だと思うんですよね。その辺を検討していただくと。

【事務局】 そうですね。検討させていただきます。ありがとうございます。

【委員】 以上です。

【会長】 いろんな課題を提示していただいて、ありがとうございました。

最後、その他になります。事務局、お願いします。

【事務局】 それでは、すみません、その他でちょっと1点、追加資料があるんですけども、こちらのほうは制度改正の報告という形で御承知いただければと思うんですが、実は今、12月議会が今日から始まりまして、そこで国保税条例の一部改正ということで、今回、議会のほうに議案を上げております。

内容につきましては、軽減の制度が新しいものができることで、子育て世帯の負担軽減の観点で、出産する被保険者の国保税を減額するという制度が創設されました。こちらの資料の改正内容というところをちょっと御覧いただきたいんですが、対象は、出産する予定の被保険者、または出産した被保険者で、出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月までの4か月間について、保険税を免除しますというものです。保険税のうち、所得割額と均等割額を免除しますと、こういう制度が創設されました。

イメージとしては、下の表の左側のほうの免除期間イメージで、例えば、1月出産の方については、12月分から3月分までが4か月になるんですが、施行日が1月1日になるものですから、それ以降の分しか免除ができないので、表のほうでは、12月はまだ制度の前ですので、バツになりますが、1月出産の方は、1月、2月、3月の保険税が免除になります。2月出産の方は、1月から4月までです。こういう制度ができます。そのために国保税条例のほうで規定を改正しますので、現在、議案審議のほうをここでやるところでございます。

あと、減額イメージというところなんですが、所得割と均等割について減額をしまして、所得割については、4か月分ですので、大体3.3割分ぐらいが割引になります。それと、均等割は、もともと低所得の方ですと、7割、5割、2割軽減というのがあります。それに加えて、さらに残った部分について4か月分の減額がされるということです。上乗せで、7割ですと1割分が上乗せ、5割軽減ですと1.7割が上乗せ、2割軽減ですと2.7割が上乗せ、そういったイメージで割引がされていきます。

そういった制度が1月1日から始まりまして、今、その手続のほうをしておりますので、御承知ください。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。どうぞ。

【委員】 ちょっとだけ。すみません、時間が押しているときに。私、薬剤師会の参加なんですけど、資料2の一番最後の「ジェネリック医薬品促進（奇数月に差額通知書を送付）」なんですけど、皆さん御存じのとおり、今、ジェネリック医薬品、入ってこない薬品が多数あるんです。これ、通知を出すときに、入りにくい医薬品は除いてされているのか、一律に促進、どの医薬品も全てですか。

【事務局】 除いていないです。通知対象としての医薬品は一律に。

【委員】 薬局はすごい疲弊をしているので、もし出すのであれば、そういう入らない医薬品の情報は除いて出していただくと助かるんですが。

【事務局】 その入らない医薬品というのは、何かそういうリストとありますか、この薬品はみたいなリストがありますか。

【委員】 データ的には、多分、ジェネリック推進のプラス算定のものを薬局も医療機関もプラスでもらって促進をしているので、除外医薬品というのは厚生省で決めている医薬品があると思いますので、それが算定除外になっていますので、その辺を参考にさせていただくとありがたいと思います。全国一律でやっていますので、この辺が、どれが不足しているかという情報はちょっとそこには反映されないと思います。大まかに言うと、その辺の医薬品を除いて発行していただくと助かります。

【事務局】 国保連合会に委託をして対象者に通知をしているんですけども、ジェネリックに変えると200円以上安くなるよというような人を拾って出したりしているので、その医薬品を特定してできるのかが分からないんですが、国保連のほうにもちょっとそういう意見があったということで報告のほうはしたいと思います。

【委員】 よろしくお願ひします。

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは、遅い時間に大変活発な議論をありがとうございました。事務局にお戻りいたします。

【事務局】 はい。会長、ありがとうございました。

委員の皆さん、活発な御審議、ありがとうございました。

次回につきましては、税率の見直しにつきましては、財政当局との調整等がありますので、そういったものを踏まえて、具体的な例示をもう少しお出しできたらと思っております。あと、内容としましては、次回なんですけれども、伊勢原市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の素案についてお示ししたいと思います。

日程でございますが、また来月になります。来月の下旬を予定しておりますので、第3回につきましては、12月21日から25日までの間で調整させていただければと思いますので、その際には別途、開催の御連絡をさせていただきますので、お願いいたします。

本日の会議録につきましては、作成の後、またあらかじめ会長の承認を得た上で委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、これもちまして、第2回国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —